

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成22年2月12日(2010.2.12)

【公表番号】特表2009-522461(P2009-522461A)

【公表日】平成21年6月11日(2009.6.11)

【年通号数】公開・登録公報2009-023

【出願番号】特願2008-548737(P2008-548737)

【国際特許分類】

D 0 6 M 15/53 (2006.01)

【 F I 】

D 0 6 M 15/53

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

実質的に連続したセラミックオキシド繊維のトウであって、各セラミックオキシド繊維が外表面を有し、少なくとも幾つかの前記セラミックオキシド繊維の前記外表面の少なくとも一部がその中にサイズ剤を有し、前記サイズ剤が以下の式で表される組成物を含むトウ。



[式中、

R' は、 $C_x H_{2x+1}$ (式中、x は 1 ~ 8 である。)、又は - H から選択され、

R は、 $-(C_y H_{2y})-$ (式中、y は 1 ~ 4 である。)、及び $-CH_2-O-(CH_2)_m-$ (式中、m は 2 ~ 5 である。) から成る群から選択され、

n は、数平均分子量が 500 g / モル ~ 7,000,000 g / モルの範囲内であるように選択される。]

【請求項2】

前記実質的に連続したセラミックオキシド繊維が結晶性である、請求項1に記載のトウ。

【請求項3】

n が、数平均分子量が 500 g / モル ~ 3,000,000 g / モルの範囲内であるように選択される、請求項1に記載のトウ。